

(別紙)

胎内市住宅・建築物耐震化促進計画の別紙として、下記のとおり定める。

胎内市住宅・建築物耐震化促進計画に定めるブロック塀等安全対策支援事業（住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全社会資本整備総合交付金)）の対象となる避難路等は、住宅、事務所等から避難所等へ至る路線及び通学路の用に供する路線とする。